

認定看護管理者カリキュラム基準に関する規定 新旧対照表

・下線部：変更箇所

旧規定	新規定	改正理由
<p>認定看護管理者教育課程のカリキュラム及び講義計画を作成の際には、制度委員会が定めたカリキュラム基準に基づく内容とし、この規定を遵守すること。</p>	<p>認定看護管理者教育課程の講義計画は、制度委員会 が定めたカリキュラム基準に基づく内容とし、この 規定を遵守して作成する。</p>	
<p>1. 教育目的、教科目名、教科目のねらいは、制度委員会の提示する認定看護管理者カリキュラム基準（以下、「カリキュラム基準」とする。）と一致していること。</p>	<p>1. <u>教育目的、到達目標、教科目名、単元名</u>は、制度委員会の提示する認定看護管理者カリキュラム基準（以下、「カリキュラム基準」とする。）と一致している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・到達目標の新設及び教科目のねらいの廃止に対応した。</li> <li>・単元名の一致：教科目のねらいを廃止したため、教育機関独自の単元名を使用してしまうと、カリキュラム基準に定める教育内容と同等の内容の実施が担保されなくなる可能性があるため</li> </ul>
<p>2. 教科目のねらいに則したものであれば、教育機関独自の単元名を使用してもよい。</p>		
<p>3. 単元内容、単元に応じた時間数、授業形態（講義・演習等）は、カリキュラム基準を参考に教育機関が設定する。教科目のねらいに則した内容であれば、単元内容の全てを網羅する必要はなく、また、記載以外の内容を含めてもよい。</p>	<p>2. <u>カリキュラム基準に示す全ての「教育内容」*を 実施する。カリキュラム基準の教科目内に「教育 内容」の追加等を行う場合は、制度委員会で確認 し必要時協議するため、追加事項を明確にして 報告する。</u></p> <p>3. 単元に応じた時間数、授業形態（講義・演習等）は、カリキュラム基準を参考に教育機関が設定する。</p> <p><u>*新カリキュラム基準における「教育内容」は、旧カリ キュラム基準（2012年改正）における「単元の内容」 を指す。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての教育内容の実施：カリキュラム基準に定めた教育内容は到達目標の達成に必要な内容である。また、2020年度以降の認定看護管理者認定審査の出題範囲となることから「単元内容全てを網羅する必要はない」との規定を見直し、全ての内容を実施するよう変更した。</li> </ul>
<p>4. 授業時間1時間は60分として実施すること。</p>	<p>4. 授業時間1時間は60分として実施すること。</p>	

旧規定	新規定	改正理由																						
5. 教科目ごとの設定時間数および教育課程の総時間数は、カリキュラム基準に規定の時間を下回らないように設定すること。	5. 教科目ごとの設定時間数 <u>及び</u> 教育課程の総時間数は、カリキュラム基準に規定の時間を下回らないように設定すること。	・「および」を漢字表記とした。																						
<p>6. 総時間数がカリキュラム基準に規定の時間を超える場合は、総時間数の1割に相当する時間までを原則とする。(別紙参照)</p> <table border="1" data-bbox="170 477 736 863"> <thead> <tr> <th>教育課程</th> <th>超過時間</th> <th>総時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファーストレベル</td> <td>15 時間まで</td> <td>165 時間まで</td> </tr> <tr> <td>セカンドレベル</td> <td>18 時間まで</td> <td>198 時間まで</td> </tr> <tr> <td>サードレベル</td> <td>18 時間まで</td> <td>198 時間まで</td> </tr> </tbody> </table>	教育課程	超過時間	総時間	ファーストレベル	15 時間まで	165 時間まで	セカンドレベル	18 時間まで	198 時間まで	サードレベル	18 時間まで	198 時間まで	<p>6. <u>カリキュラム基準の全教科目の実施時間数が</u>カリキュラム基準に規定の時間を超える場合は、総時間数の1割に相当する時間までとする。</p> <table border="1" data-bbox="842 477 1408 863"> <thead> <tr> <th>教育課程</th> <th>超過時間</th> <th>総時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファーストレベル</td> <td><u>11 時間まで</u></td> <td><u>116 時間まで</u></td> </tr> <tr> <td>セカンドレベル</td> <td rowspan="2">18 時間まで</td> <td rowspan="2">198 時間まで</td> </tr> <tr> <td>サードレベル</td> </tr> </tbody> </table>	教育課程	超過時間	総時間	ファーストレベル	<u>11 時間まで</u>	<u>116 時間まで</u>	セカンドレベル	18 時間まで	198 時間まで	サードレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総時間数に含む範囲を明確にした。</li> <li>・ファーストレベルの総時間数の変更に伴い、超過可能時間数及び上限とする総時間数を変更した。</li> </ul>
教育課程	超過時間	総時間																						
ファーストレベル	15 時間まで	165 時間まで																						
セカンドレベル	18 時間まで	198 時間まで																						
サードレベル	18 時間まで	198 時間まで																						
教育課程	超過時間	総時間																						
ファーストレベル	<u>11 時間まで</u>	<u>116 時間まで</u>																						
セカンドレベル	18 時間まで	198 時間まで																						
サードレベル																								
7. 「レポートの書き方」等カリキュラム基準の範囲外の教育を行う場合は規定時間外の位置づけとする。	7. 「レポートの書き方」等、カリキュラム基準の教科目の範囲外の教育を行う場合は、規定時間外で行う。 <u>6に定める総時間数には含めなくてよい。</u>	・総時間数に含まない範囲を明確にした。																						

旧規定	新規定	改正理由
<p>8. 教育課程ごとの教科目及び時間数</p> <p>[ファーストレベル]</p> <p>○演習時間について</p> <p>教育機関の裁量により設定する。ただし、総時間の1/5に該当する30時間を上限の目安とする。</p>	<p>[ファーストレベル]</p> <p>○<u>演習形態で行う授業時間数について</u></p> <p><u>演習形態で行う授業時間数は、「統合演習Ⅰ」の15時間を含め、総時間の1/5に相当する21時間を上限の目安とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「演習時間」の表現が不明瞭であり複数の解釈が可能であることから、「演習形態で行う授業時間数」との表現に変更した。</li> <li>・簡潔な表現となるよう見直した。</li> <li>・ファーストレベルの総時間数の変更に伴い、1/5に相当する時間数を変更した。</li> </ul>
<p>[セカンドレベル]</p> <p>ただし、総時間の1/3に該当する60時間を上限の目安とする。なお、「統合演習」はこの時間内に含める。</p>	<p>[セカンドレベル]</p> <p>○<u>演習形態で行う授業時間数について</u></p> <p><u>演習形態で行う授業時間数は、「統合演習Ⅱ」の45時間を含め、総時間の1/3に相当する60時間を上限の目安とする。</u></p>	
<p>[サードレベル]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、総時間の1/3に該当する60時間を上限の目安とする。なお、「保健医療福祉政策演習」「統合演習」はこの時間内に含める。</li> <li>・「看護経営者論」の実習は演習に含めない。</li> </ul>	<p>[サードレベル]</p> <p>○<u>演習形態で行う授業時間数について</u></p> <p><u>演習形態で行う授業時間数は、「統合演習Ⅲ」の45時間を含め、総時間の1/3に相当する60時間を上限の目安とする。</u></p>	